

摂津市地域防災計画修正の背景となる基本的な事項（概要）

【①法改正】

- 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）
「避難勧告・避難指示の一本化」、「個別避難計画の作成」、「災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置」、「非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用」など
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年法律第51号）
「国による災害対応の強化」、「被災者に対する福祉的支援等の充実」、「被災者援護協力団体の登録制度の創設」など

【②大阪府地域防災計画の修正】

- 令和3年1月
趣旨：国の防災基本計画の修正及び、府における最新の防災対策を踏まえた修正
「避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討・実施」、「無人航空機を活用した情報収集」など
- 令和4年1月
趣旨：災害対策基本法の改正（令和3年5月）や新型コロナウイルス感染症対策など、国の防災基本計画の修正等を踏まえた修正
「避難勧告・避難指示の一本化」、「避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、市町村の努力義務化」など
- 令和4年12月
趣旨：最近の災害対応の教訓及び最近の施策の進展等、国の防災基本計画の修正を踏まえた修正
「災害時における安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化」、「避難所における食物アレルギーへの配慮」など
- 令和7年3月
趣旨：令和6年能登半島地震の振り返り、国の防災基本計画の修正等を踏まえた修正
「受援・応援体制」、「避難所運営」、「健康・医療・福祉」、「物資調達・輸送・管理」、「生活再建・インフラ復旧」、「防災DX・新技術の活用検討」の6つの視点で府地域防災計画を修正

【③市の防災施策の進捗】

- 水害時の広域避難に関する啓発・広域避難場所の確保、国及び府と連携した広域避難を判断する基準の検討
- 安威川ダムの完成に伴う安威川の避難判断水位（警戒レベル3）及び氾濫危険水位の見直し（警戒レベル4）
- 高台まちづくりの推進、淀川河川防災ステーションの整備促進
- 多様な関係者と連携した施設個別の避難所運営マニュアルの作成、地域版防災マップの作成
- 小中学校へのマンホールトイレの整備、避難所での運用
- 民間事業者との防災協定の締結（水害時の広域避難場所の確保、燃料の調達、ドローンの活用など）

修正の主なポイント

● 災害時における各部署の役割分担の明確化

市が実施する災害応急対策業務について、これまでは主語を「市は」としていましたが、より役割分担を明確化するため、各論部分の主語を可能な限り「●●班」又は「●●課」と具体的に記載しました。

● 災害応急対策業務の手順の具体化

地域防災計画は、行政の被災は原則想定せず、災害予防、災害応急対策及び復旧・復興について実施すべき事項を定める総合的かつ基本的な計画であるため、それを補完するためのマニュアルの見直し・作成につながるよう可能な限り手順を具体化しました。

● 班体制の再構築

【新設】

・資産班（資産活用課）

これまで、罹災証明班に属していましたが、災害発生時においても通常業務である庁舎管理や車両管理、公営住宅の入居・管理といった業務の実施が必要と想定されるため、班を新設しました

【廃止】

・連絡所班（防災危機管理課課長代理級職員などの指名された職員）

これまで、初動期の連絡・情報収集等の業務を担うこととなっていたが、業務用チャットツールの活用により、それらの業務の効率化が図られると想定されるため、連絡所班の班員は通常業務の各所属の班に属することとしました。

・人権推進班（人権女性推進課（推進係））

これまで、避難所におけるプライバシーの保護のための活動等を担うこととなっていたが、避難所運営マニュアルなどの各種マニュアルに人権への配慮について明記し、対応するため。→人権推進班の班員は、避難班に属することとしました。

【再編】

・水道復旧及び水源班（水道施設課）

上下水道部における危機管理の対応は、地震や風水害のみならず、水質汚染事故、施設事故・停電、管路事故・給水装置凍結事故の場合等が想定されます。そのような場合にも速やかに対応することを踏まえ、水道復旧班（水道施設課：維持管理係、管路整備係）と水源班（水道施設課：浄水係、水質係）に分割しました。

・保健福祉班、避難班

避難班を構成する部署の内、出産育児課を保健福祉班に変更しました。（医療専門職の知識等を最大限活用するため。）

保健福祉班を構成する部署の内、生活支援課を避難班に変更しました。（避難班の人員を確保するため。）

摂津市地域防災計画の構成

- 本市の地域防災計画は、第1編から第6編及び資料編で構成しています。
「第1編：総則」「第2編：災害予防計画」「第3編：地震災害応急対策計画」「付編：南海トラフ地震防災対策推進計画」※
「第4編：風水害応急対策計画」「第5編：事故等災害応急対策計画」「第6編：復旧・復興計画」「資料編」

※「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、これまで第7編として位置付けていましたが、第3編：地震災害応急対策計画との関連性が高いため、本修正から第3編の付編として位置付けを整理しています。

第1編：総則の主な修正内容（概要）

- 摂津市の各班（各課）が処理すべき事務又は業務の大綱について、これまでよりも具体的に記載するとともに、平常時に実施する「災害予防対策」と災害時に実施する「災害応急・復旧対策」に分類して記載（総則P5～P18）
- 防災サポーターの役割を明確化（総則P22）
- 市民の災害への備えに係る基本的責務として、「民間施設や縁故避難、車中避難など水害時における市外の安全な避難先の確保」、
「マイ・タイムラインの作成」を位置づけ。（総則P24）

第2編：災害予防計画の主な修正内容（概要）

- 備蓄拠点に味舌体育館及びとりかいこども園を追加（予防P3）
- 災害時医療体制の整備に係る摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会との連携体制の構築に関する具体的な事項を追加（予防P14～P18）
- 水害時の広域避難体制の整備について追加（予防P28）
- 災害対策基本法の改正（令和7年法律第51号）を踏まえ、毎年1回、物資の備蓄状況を公表する旨を追加（予防P32）
- 個別避難計画に関する事項を追加（予防P42）
- 平常時における市民への啓発内容の充実（予防P46～P47）
- 防災サポーターに関する事項を追加（予防P50～P51）
- 高台まちづくり及び都市安全確保拠点整備計画に関する事項を追加（予防P57）

第3編：地震災害応急対策計画の主な修正内容（概要）

- 地震発生時の災害対策本部の設置基準について、「市内で震度5強以上が観測されたとき」から「市内で震度5弱以上が観測されたとき」に変更（地震P1）
- 令和6年能登半島地震の経験を踏まえ、応急対策職員派遣制度に基づく支援要請の手順を追加（地震P13）
- 人的被害や家屋被害等、各種被害に係る情報を収集する部署を明確化（地震P22）
- 市内で震度6弱以上が観測されたときに、大阪府及び総務省と「トップマネジメントの機能の有無」「人的体制（マンパワー）の確保の状況」「物的環境（庁舎の状況）の状況」について共有する旨を追加（地震P24）
- 大阪府が安否情報を公表するにあたり、市の役割を具体化（地震P30～32）
- 大規模災害発生時に応援を要請する可能性が高い緊急消防援助隊への応援要請に係る手順を具体化（地震P34）
- 保健福祉部以外に所属する保健師の職員が、原則、保健福祉班として活動する旨を追加（地震P35）
- 災害医療について、災害現場での対応、応急救護所での対応、医療救護所での対応を具体化（地震P36～37）
- 避難誘導を行う際の手段を具体化（地震P42～43）
- 個別の施設の避難所運営マニュアルの作成を踏まえ、避難所の開設・運営の手順を具体化（地震P46～47）
- 避難所の閉鎖に係る手順の具体化（地震P47）
- 避難行動要支援者の被災状況の把握に係る関係者の具体化（地震P49）
- 広域一時滞在に関する手順の具体化（地震P51～54）
- 踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応を追加（地震P56）
- 緊急交通路の周知に係る庁内の役割分担を明確化（地震P57）
- 公共建築物の被害の収集及び緊急時の対応を明確化（地震P62～63）
- 被災建築物応急危険度判定に係る手順に建築課が作成している「被災建築物応急危険度判定実施本部マニュアル」の内容を反映（地震P64）
- 防災協力農地の活用を具体化（地震P71）
- 罹災証明書の発行に係る手順の具体化、発行する証明書の種類の追加（地震P78～80）
- 住宅の緊急修理（屋根等に被害を受けた住宅へのブルーシートの展張等）の手順を追加、住宅の応急修理の手順を具体化（地震P80～82）
- 市教育委員会と小中学校・市立認定こども園の役割を具体化（地震P85～86）
- 災害ボランティアセンターの設置・運営・閉鎖に係る手順を具体化（地震P88）
- 大阪府災害時等動物救護対策要綱や大阪府災害時等動物救護活動ガイドラインを踏まえた動物保護等の実施に係る手順の明確化（地震P95～96）
- 災害廃棄物処理計画を踏まえ廃棄物の処理の手順を具体化するとともに、損壊家屋の解体の実施（公費解体）の手順を具体化（地震P98～99）

付編：南海トラフ地震対策推進計画の主な修正内容（概要）

- 大阪府が作成した「南海トラフ地震臨時情報への対応（呼びかけ内容等）に関するガイドライン」の内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報の各種情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒、調査終了）が発表されたときの対応を明確化（付編P5～P8）

第4編：風水害応急対策計画の主な修正内容（概要）

- 台風接近時の業務フローの明確化（風水害P3）
- 安威川ダムの完成に伴う安威川の避難判断水位（警戒レベル3）、氾濫危険水位（警戒レベル4）の変更を反映（風水害P21）
- 大阪管区気象台等による浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）を活用した情報伝達に関する事項を記載（風水害P23）
- 浸水により、緊急避難場所で避難者や市職員が長期間孤立する可能性がある場合に、消防による救助を行うことを記載（風水害P52）
- その他、第3編地震災害応急対策計画の修正に準じた全般的な修正

第5編：事故等災害応急対策計画の主な修正内容（概要）

- 事故等災害の種別ごとに市の対応を具体化

第6編：復旧・復興計画の主な修正内容（概要）

- 災害復旧に係る国による財政援助の具体化（復旧P1～P3）
- 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給等に係る対応の具体化（復旧P4）

資料編の主な修正内容（概要）

- 【資料4】大阪府地震被害想定調査結果を掲載（総則から掲載場所を変更）
- 【資料5】洪水浸水想定区域図を追加
- 【資料6】雨水出水浸水想定区域図を追加
- 【資料9】一時避難場所・広域避難場所一覧を時点更新
- 【資料10】避難路、一時避難場所、広域避難場所位置図を時点更新
- 【資料11】避難所・緊急避難場所・自主避難所一覧を時点更新
- 【資料12】避難所・緊急避難場所・自主避難所位置図を時点更新
- 【資料14】防災拠点・緊急交通路図を時点更新
- 【資料17】協定締結一覧
- 【資料18】浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧
- 【資料21】被害状況即報等に係る各班の役割分担を追加
- 【資料22】市町村行政機能確保チェックリストを追加
- 【資料23】罹災証明書等交付要綱を追加